

平成 20 年 7 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社キムラタン  
代表者名 取締役社長 浅川岳彦  
(コード番号 8107 大証第 1 部)  
問合せ先 取 締 役 木村裕輔  
(電話 078-242-4500)

(訂正) 代表取締役の異動に関するお知らせの一部訂正に関するお知らせ

当社の平成 19 年 12 月 25 日付プレスリリース「代表取締役の異動に関するお知らせ」に関し、一部訂正を要する箇所がありましたので、下記の通りお知らせいたします。

## 記

### 1. 訂正箇所（訂正部分は下線で表示）

[訂正前]

#### 2. 異動の理由

健康上の理由によるものであります。

[訂正後]

#### 2. 異動の理由

解職によるものであります。

### 2. 訂正の理由

平成 19 年 12 月 21 日に代表取締役の異動を取締役会決議しました時点での「異動の理由」は、「健康上の理由」ではなく、当時の川床氏に取締役として法令違反、及び善管注意義務・忠実義務の違反があったこと、ならびに代表取締役として職務執行に支障をきたしていたことから取締役会において「解職」を決議したことによるものであります。

川床氏について取締役として法令違反、ならびに善管注意義務・忠実義務の違反がありました内容は、次記 ※ご参考資料に記載のとおりです。

※ ご参考資料

第 45 回定時株主総会 召集ご通知（参考書類） 40 頁 第 3 号議案 取締役 1 名解任の件

1. 第 3 号議案 取締役川床博氏解任の件

(1) 解任の理由

川床博氏については、実質的に当社の経済的負担のもと、自ら 1 5 0 0 万円の金員を取得することを企て、当社代表取締役として、①平成 1 9 年 9 月 6 日、当社取締役会の承認を得ることなく（会社法 3 5 6 条 1 項 2 号、同法 3 6 5 条 1 項）、当社をして、金 7 8 0 万円を具体的な返済条件を定めずに貸金名目にて、自己に交付せしめた事実ならびに②平成 1 9 年 9 月 1 日ころ、自らが昵懇の関係にあるコンサルタント会社との間で、当社としてコンサルタント契約を締結すべき特段の必要性がないにもかかわらず、2 個のコンサルタント契約を締結し、同月 6 日、当社をしてコンサルタント会社に対してコンサルタント報酬名目にて合計 7 2 0 万円を一括かつ前払いで支払わせたうえ、同日ころ、同コンサルタント会社ないしその関係者から、7 2 0 万円の金員の交付を受けた事実が発覚しました。

その後、当社は、同氏に対し、上記金員相当額の返還を請求いたしましたが、同氏はこれに応じません。

また、川床博氏は、何ら正当な理由もなく、平成 1 9 年 1 2 月 1 6 日ころから当社に全く出社せず、かつ、取締役会にも全く参加しない状況であり、取締役としての職務の執行を完全に放棄している状況です。

以上のとおり、川床博氏については、その職務の執行について、法令違反（会社法 3 5 6 条 1 項 2 号、同法 3 6 5 条 1 項）ならびに善管注意義務（会社法 3 3 0 条、民法 6 4 4 条）・忠実義務（会社法 3 5 5 条）の違反が認められることが明らかなです。

したがって、今般、同氏の取締役解任をお願いするものであります。

(2) 当該取締役の略歴

氏 名	略 歴
川 床 博	平成 1 6 年 6 月 2 9 日 取締役就任 代表取締役就任
	平成 1 7 年 6 月 2 9 日 取締役重任 代表取締役重任
	平成 1 9 年 6 月 2 8 日 取締役重任 代表取締役重任
	平成 1 9 年 1 2 月 2 1 日 代表取締役解任 現在に至る

※ 尚、平成 20 年 6 月 27 日に当社が発表いたしましたプレスリリース「定時株主総会における取締役解任議案承認の知らせ」においてお知らせしましたとおり、同日付で川床氏の取締役解任議案は株主総会において承認可決されております。

以上